

議会運営委員会会議録

- 1 開会日時 令和7年11月19日（水）午後1時30分
- 2 閉会日時 令和7年11月19日（水）午後2時6分
- 3 会議場所 委員会室
- 4 出席委員
6番 安藤 利博君 7番 永徳 省二君 8番 佐藤 武君
10番 光成 良充君 12番 大口 浩志君 14番 原田 素代君
15番 金谷 文則君
18番 佐藤 武文議長
- 5 欠席委員
な し
- 6 説明のために出席した者
市 長 前田 正之君 副 市 長 是松 誠君
教 育 長 坪井 秀樹君 総合政策部長 幸坂 諭志君
総 務 部 長 戸川 邦彦君
- 7 事務局職員出席者
議会事務局長 原田 光治君 副 参 事 青木 智彦君
- 8 協議事項 1) 令和7年12月第6回赤磐市議会定例会の会期日程及び議会運営について
2) 令和7年12月行事予定について
3) その他

午後 1 時30分 開会

○委員長（原田素代君） ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

初めに、議長からの挨拶をお願いいたします。

○議長（佐藤武文君） 皆様方には大変お忙しい中、本日の議会運営委員会に御参加いただきましてありがとうございます。

本日の予定といたしましては、令和 7 年12月第 6 回赤磐市議会定例会の会期日程及び議会運営、そして12月議会の行事予定等について、議会運営委員会の皆様方に御協議をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（原田素代君） ありがとうございました。

それでは、これから協議事項に入ります。

協議事項 1 番目、令和 7 年12月第 6 回赤磐市議会定例会の会期日程及び議会運営について。

まず、議長から説明をお願いいたします。

○議長（佐藤武文君） この後、局長のほうから説明をさせていただきますけど、今回の提出議案のうち赤磐市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、初日に採決をお願いしたいと執行部から依頼がありました。詳細については、この後執行部から説明してもらいますが、提案理由の説明の後、委員会付託を省略し、直ちに質疑、討論、採決を行いたいと思いますので、御協議をよろしくお願いいたします。

なお、私はこの件について、本来なら委員会付託をして採決に臨むのが正しいやり方ではないかということは常々思っておりました。しかしながら、委員長の判断によって、そのことについて本会議場でやるか、あるいは委員会付託するかということについては、それぞれの担当常任委員会の委員長に御意見をお伺いして、今後は臨ませていただきたいというふうに思います。

今回の件につきましては、委員長に確認をさせていただいておりますので、直ちに本会議場で採決をお願いしたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（原田素代君） ありがとうございました。

それでは、執行部からの説明をお願いします。

○総務部長（戸川邦彦君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 戸川総務部長。

○総務部長（戸川邦彦君） 議第78号になります。赤磐市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、初日に採決をお願いするものでございます。

この条例の改正につきましては、今年度の人事院勧告に基づき、給料表等の改定を行うものでございますが、令和 7 年 4 月 1 日に遡及適用されることから、既に支給している給与と改定後の給与との差額が発生いたします。この差額を議決後、年内に支払う必要があることから、初日での採決をお願いするものでございます。

以上です。

○委員長（原田素代君） ただいま説明がありましたとおり、議案1件につきましては、提案理由説明後、委員会付託を省略して、直ちに質疑、討論、採決を行うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） それでは、そのように決定いたしました。

続いて、議会事務局から日程についての説明をお願いいたします。

○議会事務局長（原田光治君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 原田局長。

○議会事務局長（原田光治君） それでは、会議資料の1ページ、令和7年12月第6回赤磐市議会定例会会期日程表（案）を御覧ください。

本日の議会運営委員会で決定していただきますが、日程第1日、11月26日水曜日午前10時から議会初日、本会議を議場で開会いたします。

会議録署名議員の指名は、7番永徳省二議員、8番佐藤武議員をお願いいたします。

会期の決定については、11月26日から12月17日までの22日間です。

諸般の報告に続いて、議案の上程です。

専決処分の報告案件が1件、条例案件が8件、予算案件が4件、その他案件が5件で、計18議案です。

地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告については、本会議場で直ちに質疑を行います。

次に、赤磐市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、先ほどお諮りいただいたとおり、本会議場で提案理由説明の後、委員会付託を省略し、直ちに質疑、討論、採決を行います。

次に、赤磐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、赤磐市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例、岡山市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び岡山市町村総合事務組合規約の変更について及び岡山市町村税整理組合規約の変更に係る許可申請についての4件は、総務常任委員会に付託予定です。

次に、周匝保育園新築工事請負変更契約の締結について、赤磐市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例、赤磐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、赤磐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、竜天くつし夢の里コミュニティハウスの指定管理者の指定について及び地域活動支援センターあかさかの指定管理者の指定についての6件は、厚生文教常任委員会に付託予定です。

次に、赤磐市熊山英国庭園条例の一部を改正する条例及び赤磐市下水道条例の一部を改正する条例の2件は、産業建設常任委員会に付託予定です。

次に、令和7年度赤磐市一般会計補正予算（第4号）から令和7年度赤磐市下水道事業会計補正予算（第1号）までの4件は、予算常任委員会に付託予定です。

以上が市長から提案されます議案18件です。

なお、11月26日から質疑通告の受付開始となります。

27日木曜日は予備日です。

28日金曜日は午前10時から本会議で、一般質問の初日です。

なお、質疑通告の締切りはこの日の17時です。

29日土曜日及び30日日曜日は休会です。

12月1日月曜日は午前10時から本会議で、一般質問の2日目です。

2日火曜日は午前10時から本会議で、一般質問の3日目です。

一般質問は13名の方から提出があります。質問者数の割り振り等は、後ほど御協議をお願いします。

3日水曜日は予備日です。

4日木曜日は午前10時から本会議で、質疑となります。

質疑終了後、議案の委員会付託を予定しております。

ここで資料を戻っていただきまして、請願・陳情文書表を御覧ください。

今回は、請願が2件提出されています。

請願第10号、件名は赤磐市軽自動車税減免対象となる障害等級見直し依頼についての請願、紹介議員は横山裕太議員、杉野千秋議員、付託委員会は総務常任委員会です。

請願第11号、件名は赤磐市会計年度任用職員の給与等に関する給与条例第29条の改正依頼についての請願、紹介議員は横山裕太議員、付託委員会は総務常任委員会です。

ここで、再度会期日程に戻っていただきまして、5日金曜日は予備日です。

6日土曜日及び7日日曜日は休会です。

8日月曜日は午前10時から総務常任委員会です。

9日火曜日は午前10時から厚生文教常任委員会です。

10日水曜日は午前10時から産業建設常任委員会です。

11日木曜日は午前10時から予算常任委員会です。

なお、11日から討論通告の受付開始となります。

12日金曜日は予備日です。

13日土曜日から16日火曜日は休会です。

なお、15日月曜日の17時が討論通告の締切りとなります。

17日水曜日は午前10時から本会議最終日で、委員長報告の後、質疑、討論、採決を行います。

す。

最後に、委員会の閉会中の継続調査及び審査について議決を行いまして、12月議会の日程が終了の予定です。

以上です。

○委員長（原田素代君） ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑があればお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） それでは、このように決定させていただきます。

続いて、一般質問の割り振りについて、議会事務局から説明を求めます。

○議会事務局長（原田光治君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 原田局長。

○議会事務局長（原田光治君） 先ほど申しましたが、13名の方から一般質問の提出がありました。どのように割り振りいたしましょうか、よろしくお願いします。

○委員長（原田素代君） 御意見あれば。

永徳委員。

○委員（永徳省二君） 13名なので、5名、4名、4名がよろしいんじゃないでしょうか。

○委員長（原田素代君） 御提案いただきました。

初日は5名、2日、3日で4名ずつということで、13名で進めようと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） それでは、そのように決定させていただきます。

続きまして、協議事項2番目、令和7年12月行事予定について、議会事務局の説明を求めます。

○議会事務局長（原田光治君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 原田局長。

○議会事務局長（原田光治君） それでは、会議資料3ページの令和7年12月議会行事予定（案）を御覧ください。

定例会につきましては、先ほど説明しておりますので割愛いたしますが、その他の行事予定としまして、12月2日火曜日、本会議終了後、広報広聴委員会広報部会です。

5日金曜日10時から瀬戸法人会が来庁されます。

16日火曜日13時30分から社会福祉協議会理事会があります。

23日火曜日13時30分から和気老人ホーム組合議会、14時30分から和気・赤磐環境衛生施設組合議会があります。

25日木曜日9時から広報広聴委員会広報部会、13時30分から議会運営委員会、14時30分から

議会全員協議会です。

以上です。

○委員長（原田素代君） 今の御説明に対する質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） それでは、質疑がございませんので、引き続き協議事項3番目、その他について、まず赤磐市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、事務局からの説明をお願いします。

○議会事務局長（原田光治君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 原田局長。

○議会事務局長（原田光治君） それでは、資料がありますので、タブレットの中の資料で旅費改正というのを御覧ください。

このたびの改正は、国家公務員等の旅費に関する法律が改正されたことを受け、本市においても同法の改正内容に基づき、赤磐市職員等の旅費に関する条例の一部を改正いたします。

議員の旅費については、市長、職員等の旅費規程を準用しているため、それに合わせて改正するものです。

赤磐市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例は、議会の条例ですので、本来であれば議会運営委員会の委員長が発議して改正をする案件であります。今回は赤磐市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の附則において、条例を改正する予定でございます。

それでは、改正内容について御説明します。

資料の2ページ、新旧対照表がありますので、そちらを御覧ください。

現在は、議員が公務のために旅行したときに支給する旅費は、別表の旅費を支給するという事で、新旧の右側ですね、日当は1日につき県外2,600円、宿泊料は一夜につき、県外は1万3,100円で定額となっております。左側は改正後となりますが、旅費の額は赤磐市長及び副市長の給料等に関する条例の例によるとするものです。これは、表現がそうなるだけでありまして、現在もこのように議員の旅費は市長、副市長と同額となっております。現在あります日当というのがなくなりまして、宿泊をした場合のみ宿泊手当というのが支給されることとなります。

宿泊費のほうですけども、これまでは定額支給だったものが実費となりまして、上限額が定められました。その上限額につきましては、次の3ページを御覧いただきますと、これが国家公務員等の旅費支給規程の別表第2、こちらを引用するようになるんですけども、宿泊する県別に上限が設定されております。

議員の皆様は、この表の真ん中の指定職職員等というところ、こちら側が適用になりまして、これが上限となります。例えば東京都ですと、上限2万7,000円で宿泊先を探すというこ

とになります。

以上です。

○委員長（原田素代君） ただいまの説明に対して質疑をお願いします。

○委員（光成良充君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 光成委員。

○委員（光成良充君） ここに書いてある委員会とか、公務としていく場合が適用されるということなんですけれども、政務活動費も多分これに準じてると思うんですが、それはどのようなんでしょうか。

○議会事務局長（原田光治君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 原田局長。

○議会事務局長（原田光治君） 政務活動費の規定等ありますけども、そちらも今後これに合わせて改正していく予定でございます。

以上です。

○委員（光成良充君） 結構です。

○委員長（原田素代君） 今後というと、いつの段階ですか。

○議会事務局長（原田光治君） 4月1日に向けて、年度内には。

○委員長（原田素代君） ということだそうです。

ほかにはございませんか。

○委員（佐藤 武君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 佐藤武委員。

○委員（佐藤 武君） これ宿泊費ということで、宿泊費用が指定職職員等に該当するという
ことで、岡山県の場合1万4,000円ということでよろしいんですね。

○議会事務局長（原田光治君） 岡山県に泊まった場合はそうなります。

○委員（佐藤 武君） 分かりました。

○委員長（原田素代君） ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） それでは、質疑がないようですので、次に行きます。

当初予算書の配付見直しについて議会事務局からの説明を求めます。

○議会事務局長（原田光治君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 原田局長。

○議会事務局長（原田光治君） 当初予算書の配付見直しについてでございます。

現在、当初予算書につきましてはタブレットに格納した上で、紙で印刷したものを配付しております。当面の間、この運用をすることとされておりました。

タブレットを導入して数年がたちまして、操作も慣れてこられたと思います。経費削減の面

から、紙の配付をやめてはどうかということが執行部から提案されております。

ちなみに、執行部の本会議場に入る部長級等ですけども、紙ベースの当初予算書はもう廃止してるということでございます。

以上、御協議をお願いします。

○議長（佐藤武文君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 佐藤議長。

○議長（佐藤武文君） このことについては、この後の議会全員協議会のほうで、私のほうから議員の皆様方にお諮りをさせていただきたいというふうに思っております。

それで、要するにタブレットを導入したことについては、ペーパーレスにするというようなことの中で、当初の予定では予算書をタブレットの中に入れるというようなお話もたしかあったと思うんです。そういうことの中で、我々議員の対応がなかなかそこに追いついていかないというような議員もおられるようなお話も聞いております。そういうようなことの中で、この後の議会全員協議会のほうで皆様方にお諮りをさせていただきたいと。

大変厳しい言い方をさせていただくことになるかもしれませんが、もし予算書が要られるというようなことを言われるような議員がおられましたら、実費精算をさせていただくような形に、将来はですね、すぐに私は無理かと思いますが、将来は実費精算をさせていただくような形を取らせていただかなければいけないのではないかなと。要するに予算書を我々議員だけのために印刷するということについては、非常に高価な予算書になってしまいますので、そのことについても御理解を賜り、できるだけ協力できる部分については協力していただきたいというなことで、この後の議会全員協議会で皆様方にお諮りをさせていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○委員長（原田素代君） ということでございます。

今もし特段御発言がおありなったら、どうぞ。

佐藤武委員。

○委員（佐藤 武君） 予算書のいわゆるペーパーでの提供という話だと思うんですが、要するに議決書つづり、いわゆる執行部に対しての議決書という形でペーパーで出す必要があると思うんですが、予算書については一切印刷しないということで行くということですか、これから。

○議長（佐藤武文君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 佐藤議長。

○議長（佐藤武文君） 先ほども説明をさせていただきましたように、議員の皆様方においてはペーパーレス、要するにタブレットで十分対応できると言われる議員もおられるように聞いております。また、できないという議員も聞いておりますので、そのことについては議会全員協議会のほうで皆様方の意向をお聞きして判断をさせていただきたいと。将来的にはタブレッ

トで対応していただきたいというふうに思っておりますので、今回はどうするかということについては議会全員協議会でお諮りをさせていただきたいというふうに思っております。

○委員長（原田素代君） よろしいですか。

○議会事務局長（原田光治君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 原田局長。

○議会事務局長（原田光治君） 議決用ですとか、一部保管用の予算書につきましては、紙ベースで印刷、一部ですけどもすることは当面継続するかと思います。

以上です。

○委員長（原田素代君） 佐藤武委員。

○委員（佐藤 武君） 私が言いたいのは、一部印刷するのも、その部数によって、その単価というか、それはほとんど変わらないというふうに思いますので、そこら辺でどういう判断をするのかなと思って、今ちょっと確認のために聞かせていただいたところです。

○委員長（原田素代君） 事務局どうですか。一部も複数部も一緒ですかという。

○議会事務局長（原田光治君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 原田局長。

○議会事務局長（原田光治君） 現状では、もう業者に出して印刷というのはやめまして、自前でコピー機なり印刷機を使ってやってますので、部数である程度変わってくるという現状にはなっております。単純にいうと、コピー1枚何ぼとかでコピーでやると、部数によってコストが増えるという。

○委員長（原田素代君） 佐藤武委員。

○議長（佐藤 武君） 自前でコピーするというのが、ちょっとよう理解できんですけど、原本があって、それをコピーするわけでしょう。だから、その原本はどうやって作るんですか。

○議会事務局長（原田光治君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 原田局長。

○議会事務局長（原田光治君） 原本は予算担当をしている財政課が作りまして、その原本を必要部数印刷といいますか、コピーして、今は製本してるという状況でございます。

○委員長（原田素代君） 佐藤武委員。

○委員（佐藤 武君） 財政課で原本を作るんですが、執行部も一切紙ベースでは作らないという理解でいいですか。

○総務部長（戸川邦彦君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 戸川総務部長。

○総務部長（戸川邦彦君） 現在、当初予算につきましては、パソコンの中で財政課が制作したいいわゆるデータを出力させていただきまして、製本している状況でございます。当然のこと

ながら、保管用として複数部は必ず紙として出力しております。

そのデータにつきましては、タブレットにも収納しますし、執行部としましては執行部のパソコンのサーバーの中にも保管されているので、基本的にはそのサーバーで、タブレットで見えるか、自分のデスク用のパソコンで見えるかという形で執行部のほうは運用させていただいております。

以上です。

○委員長（原田素代君） よろしいでしょうか。

詳しくは、議長が提案して、議会全員協議会でほかの皆さんの御意見などもまとめていく予定にはしてるので、そこで一応皆さんの意見をまとめるつもりでおります。

よろしいですか。

〔「よろしい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） それでは、その他で執行部または委員のほうでございましたらお願いしたいんですが。

執行部はいいですか。

○総務部長（戸川邦彦君） 執行部はありません。

○委員長（原田素代君） 委員のほうから何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） 私のほうから一つ、皆さんにお諮りしたいんですが、請願の締切り、陳情、請願の締切日、毎回一般質問の締切りは書いて、討論とか一般質問は書いてくれますが、請願、陳情の締切りも記載をしていただくということとはできないかどうか、お願いしたいと思っているんですが、いかがでしょうか。できることなのか、できないことなのか。要するにその月の議会の予定表がございますよね。

○議会事務局長（原田光治君） はい。

○委員長（原田素代君） 一般質問は何日始めて、何日締切り、討論は何日開始で何日締切っておりますよね。その中に請願、陳情の締切り日っていうのも入れてもらえるようにしていただけないですかというお話。毎回変わりますよね。

○議会事務局長（原田光治君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 原田局長。

○議会事務局長（原田光治君） 申合せ事項には明記してるんですが……。

○委員長（原田素代君） 予定表に。

○議会事務局長（原田光治君） 予定表にですか。

○委員長（原田素代君） はい、落としていただきたい。

○議会事務局長（原田光治君） それは、そういうふうな……。

○委員長（原田素代君） ここで諮ればいいですね。

○議会事務局長（原田光治君）　まとまればと思うんです。

○委員長（原田素代君）　はい、分かりました。

実は新人の方が5人いらっちゃって、いろいろ活発に活躍されてらっしゃるんですけど、今回ちょっとその日程を見落とした人がいて、予定していた請願の提出が間に合わなかったっていうことがあります。

一応申合せ事項で確認はしてると言われればそうなんですけど、できれば新しい方もいらっしゃるので、毎回今日のような議会運営委員会と議会全員協議会の3日前ですか、っていうことをお伝えする前に、表に明らかに書いていただければ見落としもなくなるので、と思ってるんですが、皆さん、この中でそういうことをさせていただくことがよしいという御意見があれば変えていただきたいと思ってるんですけど、皆さんのほうでどうでしょう、必要ないという意見もおありになるかもしれませんけど。

○委員（永徳省二君）　委員長。

○委員長（原田素代君）　永徳委員。

○委員（永徳省二君）　申合せ事項にどのように表現されているのか、いつまでにどうというふうに表現されてるのか、教えてください。

○議会事務局長（原田光治君）　委員長。

○委員長（原田素代君）　原田局長。

○議会事務局長（原田光治君）　申合せでは、請願についてですけども、定例会における請願の受付は議会招集日前に開催する議会運営委員会の3日前（市の休日を除く）の午後5時までとするというふうに明記しております。

以上です。

○委員（安藤利博君）　委員長。

○委員長（原田素代君）　安藤委員。

○委員（安藤利博君）　いや、そうすると、例えば今回だと今日の3日前ということですか。

○委員長（原田素代君）　そうです。

○委員（安藤利博君）　そうすると、ここの行事予定表には書いても、もう終わってんじゃないですか。だから、もう一回前の議会運営委員会じゃないと。

○副委員長（大口浩志君）　多分原田委員長がおっしゃっておられるのは、2か月分ぐらいの議会予定が出るじゃないですか、10月ぐらいに12月の議会予定みたいなのが。それに載せてという意味と私は理解したんですけど。今おっしゃられるの、これに載すんだったら意味がないので……。

○委員長（原田素代君）　そうですね。

○副委員長（大口浩志君）　その議会の予定だけ2か月分ぐらいぼんと載る際に、そこへ載せてという意味でおっしゃっておられるんだろうなという想像をしましたが、私はですよ。

○委員長（原田素代君） 要するにトラブルがあったので、少しでもそういうものを。

永徳委員。

○委員（永徳省二君） 今、大口副委員長が言われたように、皆さんちゃんとやっぱり日程が認識できてないので、予定表に明記すべきやというふうに思います。

○委員長（原田素代君） ほかに御意見がございますか。

光成委員。

○委員（光成良充君） すみません、請願ってというのは議員が出すもんじゃないですよ。

○委員長（原田素代君） はい。

○委員（光成良充君） なので、議員の行事予定に入れるべきものではないのかなと、僕は素直に取ればそう思うんですけども。皆さんが、載せたほうが出される方に都合がいいのなら、皆さんの考えでいいと思います。僕はそういう考えもします。

○委員長（原田素代君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） そのとおりなんです。そのとおりなんです、紹介議員としてやっぱり名前を載せる限り、議員としていつまでっていうのをきちっと把握すべきというふうに思います。

○委員長（原田素代君） 市民にお伝えするっていう必要性は生じると思うんですが。

佐藤武委員。

○委員（佐藤 武君） 今、事務局から説明があったように、議会運営委員会、今日ですよ。今日の3日前ということで締切りをするということですよ。ですから、定例会の会期日程については、前回の議会運営委員会はあくまで内定、今日の議会運営委員会が正式決定ということですので、現実的には3日前の締切りというのは確認できないということで、光成委員も言われたんですけども、あくまで議員は事務局に紹介をすればおのずと分かるわけですから、これの正式日程というのは今日の段階で決定するわけですので、私は必要ないかなというふうに、必要であれば事務局に照会して、間違いのないように確認をすべきだと思います。

○委員長（原田素代君） ほかにいかがですか。

○副委員長（大口浩志君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 大口副委員長。

○副委員長（大口浩志君） 確認でちょっと聞いてみるんですけど、よく分からないのが3日前という表現は、今回、土日を除いたら3日前は14日になるのか、13日になるのか、それはどっちになるんですか。3日前という表現。

○議会事務局長（原田光治君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 原田局長。

○議会事務局長（原田光治君） 一般質問と同じ扱いになってますので、14日の金曜日です。

○副委員長（大口浩志君） 14日が3日前、今回の場合だったらね。

○議会事務局長（原田光治君） はい。

○副委員長（大口浩志君） 分かりました。

○委員（安藤利博君） 確認ですけど、これ、あるのは議会の申合せ事項ですよね。これが市民に対して拘束力があるのかどうか。

いや、極端な場合、遅れて出てきたのを議会として拒めるんですかという話をしてる。

○委員長（原田素代君） 原田局長、どうですか。

○議会事務局長（原田光治君） 拒むことはありませんので受付しますけども、かけるのが次回の定例会になるということでございます。

○委員長（原田素代君） そういうことだそうです。

○委員（金谷文則君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 金谷委員。

○委員（金谷文則君） 申合せ事項に載っておるわけですから、何らこの予定表に上げる必要も何もなく、議員は当然これでみんなお分かりになってるわけだし、事務局に聞けばいいし、請願が出されたら紹介議員がいらっしゃるんだから、紹介議員がいついつまでに出しましょうねということで話をされればいい話なので、わざわざ明記の必要はないかなと思います。

○委員長（原田素代君） ほかにはどうですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） そうしましたら、じゃあ不要であると、予定表に入れなくていいという御意見が多かったように思うんですけど、そのような対応でよろしいでしょうか。

〔「よろしい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） それじゃあ、不要だということで、そういう記載はしないという確認が取れました。

そうしましたら、ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） なければ、委員会の閉会中の継続調査及び審査についての御確認をお願いしたいと思います。

会議資料5ページの表のとおり、議長に対し、閉会中の継続調査及び審査の申出をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） それでは、このように申出をいたします。

以上をもちまして議会運営委員会を閉会いたします。

午後2時6分 閉会